

山梨県立大学大学院看護学研究科成績評価に対する学生の成績確認及び異議申立に関する要領

(平成23年6月15日制定 看護学研究科第5302-1号)

(目的)

第1条 この要領は、山梨県立大学大学院看護学研究科履修規程第8条に基づき、成績評価に対する学生の成績確認及び異議申立手続（以下「手続」という。）について定める。

2 手続に関わる日程は、この要領に基づき年度ごとに看護学研究科委員会が別途定めるものとする。

(成績確認申請)

第2条 学生は、履修した授業科目の成績評価について、成績確認申請を行うことができる。

2 前項の成績確認申請は、当該授業科目を担当する教員に対し、池田事務室を経由し、成績確認申請期限までに成績確認申請書兼回答書（様式1）により行う。

3 前項の成績確認申請期限は、成績公開日から起算し原則として2週間の範囲で、看護学研究科委員会が別途定める。

(成績確認申請に対する回答)

第3条 前条の申請を受けた教員は、申請日から起算し2週間以内（ただし、看護学研究科委員会が別途回答期限を短縮して定める場合はその日まで）に、当該学生に対し成績確認申請書兼回答書により回答を行わなければならない。ただし、回答期限が休日等に当たる場合は、期限を次の開校日とする。

2 前項の回答は、池田事務室を通じて行わなければならない。ただし、当該学生に直接回答を行う必要性がある場合はこの限りではない。

3 前項但書により回答を行った教員は、池田事務室に対し、速やかに回答内容を記載した、成績確認申請書兼回答書を提出しなければならない。

(成績評価の訂正等)

第4条 成績確認申請を受けた教員は、成績確認過程において、誤った成績評価を確認した場合は、成績評価訂正指示書（様式2）により池田事務室に対し成績評価訂正の指示を行う。

2 池田事務室は、前項の指示に基づき成績評価の訂正を行い、その結果を大学院看護学研究科長（以下「研究科長」という。）に報告しなければならない。

(異議申立等)

第5条 第3条の規定による回答に異議がある学生は、異議申立書兼回答書（様式3）により、研究科長に対し異議申立を行うことができる。

2 前項の異議申立を行うことができる期間は、成績確認申請に対する回答があつた日から起算し1週間以内（ただし、看護学研究科委員会が別途回答期限を短縮して定める場合はその日ま

で) とする。ただし、回答期限が休日等に当たる場合は、期限を次の開校日とする。

3 研究科長は、異議申立を行った学生及び当該教員からの意見聴取及び当事者への指導等、必要な措置を講じた上で、当事者間に合意が成立するよう努めなければならない。

4 研究科長は、前項の措置及び結果について教育本部長に報告しなければならない。ただし、研究科長が異議申立の当事者になる等、その任に当たれない場合は、教育本部長がその任に当たる。

5 第3項の手続を行った後、なお当事者間に合意が成立しない場合、教育本部長は当事者間に合意が成立するよう必要な措置を講じなければならない。

(異議申立に対する回答等)

第6条 研究科長は、異議申立を行った学生に対し、異議申立書兼回答書により回答を行わなければならない。

2 第4条の規定は、前条第1項から第3項に定める手続の後、成績の訂正を行う場合に準用する。

(資料の保管)

第7条 手続に要した資料の保管は、池田事務室で行う。

附 則

この要領は、平成23年6月15日から施行し、平成23年度前期試験から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年11月27日から施行する。